

資料提供

令和2年9月23日
石川県農林水産部農業政策課
消費安全グループ
TEL 076-225-1661（内線 4641）

令和2年度「食品リサイクル及び農産物等循環型社会形成 推進知事表彰」の募集について

食品リサイクル等に関する取組みが特に優れている食品関連事業者等を表彰し、広く県民に紹介することで、取組みのさらなる推進、普及啓発を図り、循環型社会の形成を推進することを目的とし、平成20年より当該表彰制度を設けている。本年度についても、以下のとおり募集する。

1. 募集対象

県内に事業所等を有し、食品リサイクル等に関する現在活動中の事業者、団体であって、次のいずれかに該当する取組みの成果を公表できる者。

- ・県内に本社、工場、営業所等を有する食品関連事業者・食品廃棄物等再生利用事業者・食品廃棄物等由来生産物利用農業者による食品リサイクルループが確立している取組み。
- ・県内において、農産物等の規格外品や低利用品・未利用品等を再使用し、廃棄物の発生自体を抑制している取組み。

2. 応募方法

推薦調書（様式は当課ホームページ https://www.pref.ishikawa.lg.jp/nous ei/syokuhin_recycle/recycle_suisin.html より取得可）を、当課まで提出してください。自薦他薦は問いません。

3. 応募期限 令和2年11月13日（金）

4. 表彰式 食品リサイクルセミナー（令和3年2月（予定））にて
表彰式を行う。

令和2年度 食品リサイクル及び農産物等循環型社会形成推進知事表彰 募集要領

1 趣旨

食品関連事業者等による食品循環資源利用の優れた取組みを表彰し、広く県民に紹介することで、さらなる取組みの推進、普及啓発を図り、循環型社会の形成を推進する。

2 募集対象

県内に事業所等を有し、食品リサイクル等に関係する現在活動中の事業者、団体であって、次のいずれかに該当し、取組みの成果を公表できる者。

- (1) 県内に本社、工場、営業所等を有する食品関連事業者・食品廃棄物等再生利用事業者・食品廃棄物等由来生産物利用農業者による食品リサイクルループが確立している取組み。
- (2) 県内において、農産物等の規格外品や低利用品・未利用品等を再使用し、廃棄物の発生自体を抑制している取組み。

3 募集要件

以下の(1)～(3)の各要件に該当することを要件とします。

- (1) 過去3年間において食品循環資源の再生利用に関する法令等の違反による行政処分等を受けていないこと。
- (2) 過去3年間において環境保全に支障を及ぼす事故がないこと。
- (3) 過去3年間において刑事罰に処せられたことがないこと。

4 応募方法

推薦調書（様式は当課ホームページ https://www.pref.ishikawa.lg.jp/nousei/syokuhin_recycle/recycle_suisin.html より取得可）を、下記8の提出先まで提出してください。自薦他薦は問いません。提出された書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

5 提出期限

令和2年11月13日（金）

6 審査結果

受賞者決定後、速やかに文書にて受賞者及び推薦者に通知します。

7 表彰式

令和3年2月（予定）に開催する食品リサイクルセミナーにて表彰式を行います。

なお、受賞者には、食品リサイクルセミナーにて、取組み発表を行っていただく予定です。

8 提出先

石川県農林水産部農業政策課消費安全グループ

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電話：076-225-1661／FAX：076-225-1618／E-mail：e210100@pref.ishikawa.lg.jp

9 その他

審査に当たり、必要に応じて、現地調査等を実施する場合があります。

表彰された取組みは、県ホームページ及び「いしかわ環境フェア」等にて紹介する予定です。また、公益財団法人 食品等流通合理化促進機構主催の「食品産業もったいない大賞」（農林水産省協賛）に、当課から推薦する予定です。